

八戸市最低制限価格制度要綱

(目的)

第1 この要綱は、本市が発注する工事又は製造その他についての請負の契約を締結する場合、ダンピング防止及び適正な履行の確保を図るため、最低制限価格について必要な事項を定めることを目的とする。

(設定)

第2 最低制限価格は、原則として、次に掲げる契約をするときに設けるものとする。

- (1) 予定価格が130万円を超え5,000万円未満の工事の請負契約
- (2) 予定価格が130万円を超える製造の請負契約
- (3) 予定価格が50万円を超える工事又は製造以外の請負契約

(最低制限価格)

第3 最低制限価格は、第2第1号の契約にあつては八戸市低入札価格調査制度実施要綱(平成13年4月1日実施)第4の調査基準価格の例により算定して得た額とし、第2第2号及び第3号の契約にあつては予定価格に10分の6.5以上10分の8以内の率で、その都度契約担当者等(八戸市財務規則(昭和54年八戸市規則第1号)第114条に規定する契約担当者等をいう。)が定める率を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第2第3号の契約のうち建設関連業務委託の契約にあつては、別表業務区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表からまでに掲げる額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)の合算額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、地質調査業務以外に係る契約については、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあつては当該予定価格に10分の8を乗じて得た額と、予定価格に10分の6.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては当該予定価格に10分の6.5を乗じて得た額とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあつては当該予定価格に10分の8.5を乗じて得た額と、予定価格に10分の6.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては当該予定価格に10分の6.5を乗じて得た額とするものとする。

3 前項の規定にかかわらず、建設関連業務委託の契約のうち特別な理由があるものにあつては、予定価格に10分の6.5以上10分の8以内の率(地質調査業務に係る契約あつては、10分の6.5以上10分の8.5以内の率)で、その都度契約担当者等が定める率を乗じて得た額とする。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年6月1日から施行する。
- 2 改正後の八戸市最低制限価格制度要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に公告又は指名通知をする入札について適用し、同日前に公告又は指名通知した入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年5月1日から施行する。
- 2 改正後の八戸市最低制限価格制度要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に公告又は指名通知をする入札について適用し、同日前に公告又は指名通知した入札については、なお従前の例による。

別表（第3関係）

業務区分				
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の3を乗じて得た額	
建築関係コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
土木関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額	解析等調査業務費の額に10分の7を乗じて得た額	諸経費の額に10分の3を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額